

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県産業振興センター（以下「センター」という。）の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等（常勤理事を除く）は、無報酬とする。

2 常勤理事の報酬は、評議員会で別に定める総額の範囲内で、栃木県から派遣され理事となっている者には、一人当たり年額4百万円を超えない範囲で理事会で決定した額、栃木県を退職し理事となっている者には、一人当たり年額6百万円を超えない範囲で理事会で決定した額を支給する。

3 前項に規定する者以外の者が常勤理事となる場合の報酬は、一人当たり年額1千万円を超えない範囲で評議員会の決議により定める。

(報酬の支給)

第3条 報酬の支給日及び支給方法は、栃木県職員の例による。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため評議員会又は理事会並びにその他の会議に出席したとき及び職務のため旅行したときは、栃木県職員に支給される旅費相当額を費用弁償として支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。